

監査報告書

平成27年6月16日

国立大学法人 政策研究大学院大学
学 長 白 石 隆 殿

監事 辛 佐 美 豊 
監事 東 田 親 司 

私たち監事は、国立大学法人法第11条第4項の規定に基づき、平成26年4月1日から平成27年3月31日における国立大学法人政策研究大学院大学の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果につき次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、学長、副学長、理事を含む経営陣から、本学の運営方針及び職務執行の状況を聴取し、重要な書類を閲覧し、主要な部署において業務の遂行及び財産の状況を調査いたしました。

また、会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査の方法について説明を受け、平成26年度の財務諸表等、事業報告書、業務実績報告書、決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表は、法令等に従い国立大学法人の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。また、決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書及び業務実績報告書は国立大学法人の運営、目的に沿い国立大学法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 業務が法令等に従って適正に実施されており、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (5) 役員の職務執行が法令等に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するため体制の整備及び運用は、適正であると認めます。
- (6) 国立大学法人の業務に関して不正の行為はなく、かつ法令その他の定めに違反する重大な事実は認められません。

以上